

令和元年度京都市はぐくみ推進審議会 第1回幼保推進部会
会議録

日 時	令和元年6月18日(火) 18:00～21:00
場 所	京都平安ホテル 嵯峨の間
出席者	井上直樹委員, 川北典子部会長, 中島久子委員, 西恵味委員, 野田美穂子委員, 藤本明弘委員, 升光泰雄委員, 丸橋泰子委員, 水谷裕美委員, 矢島里美委員(50音順)
欠席者	河原善雄委員, 山本奈未委員, 吉田正幸委員
次 第	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「子ども・若者に係る総合的な計画(仮称)」及び「第二期京都市子ども・子育て支援事業計画」の策定について 2 幼児教育・保育の量の見込みについて 3 幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設等の取扱いについて 4 子ども・若者に係る総合的な新計画の構成, 重点事項及び各論に掲げる施策の内容について(幼保推進部会関係) 5 幼児教育・保育の無償化に伴う国への要望等(委員からの報告事項)

○小西保育利用調整課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、京都市はぐくみ推進審議会 令和元年度第1回幼保推進部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、保育利用調整課長の小西と申します。

本日の会議につきましては、市民の皆様にご議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

本日、河原委員、吉田委員におかれましては、所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。

また、市民公募委員の安井雅子委員の御退職に伴い、新たに、山本奈未委員に御就任頂いております。

本日は、所要のため、御欠席となりますが、次回以降の御出席の際に改めて御紹介させていただきます。

「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第4条第3項におきまして、部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、委員13名中10名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室長の荒木より御挨拶申し上げます。

[荒木幼保総合支援室長あいさつ]

次に、本日の資料についてでございます。本日の資料につきましては既に配布させていただいているところですが、もしお持ちいただいていない委員がおられましたら、事務局までお声かけいただきますようお願いいたします。

また、本日席上に追加配布させていただいておりますのは、右肩に委員提出資料と記載されております、A4ホチキス留め4枚物の資料でございます。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、川北部会長をお願いしたいと存じます。川北部会長、よろしく願いいたします。

○川北部会長

本日は、お手元にお配りしております、差し替えの次第に記載のとおり、5つの議題を予定しております。

会議の予定としては21時までを目途として進めてまいります。限られた時間の中でできる限り多くの御意見をいただくため、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。

それでは、まず、一つ目の議題は、「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」及び「第二期京都市子ども・子育て支援事業計画」の策定について、事務局から説明をお願いします。

■「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」及び「第二期京都市子ども・子育て支援事業計画」の策定について

事務局（長谷川幼保企画課長）から、資料1，1-1を用いて説明。

○川北部会長

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○藤本委員

この別紙2を見ていまして、いろいろな視点から光を当てていただいているのは分かるのですが、例えば、幼稚園という立場でいうと、重点項目の中の囲みであるのは、例えば、「特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援」、「子育て家庭・子ども・若者の孤立防止」については勿論これらも大事であります。いわゆる普通の子育て家庭が重点項目に入らないのかと、普通の暮らしをしている家庭は地域とか幼稚園、保育所、事業所とどういう風に関わりながらみたいところが、少し見えてこない気がします。どの辺に含まれているのでしょうか。

○長谷川幼保企画課長

普通の家庭のところですが、当部会で最も焦点を当てて取り組むべきところは、資料の楕円形の上のところにある「安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い」という項目の中で、二つ目の二重丸の「幼児教育・保育の充実と支援の質を確保」、や「保幼小の連携を深め」というところが、最もメインの担当するところとなってまいります。また、「子育て家庭・子ども・若者の孤立防止」ということで、普通の家庭でも孤立することで虐待ということも起こりますので、事前に防止することを含めて、乳幼児を抱える子育て家庭の、交流できる支援策の充実というところも項目として掲げられています。

さらに広い意味になりますが、「真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進」というところで、今、長時間勤務が問題となっておりますが、「企業や職場ぐるみで、生活や子育てと仕事が相互に高め合う「働き方改革」を推進していく」ことや、「多様な働き方を支える「子育て支援の受け皿」と「支援の質」を確保というところは一般の家庭も視野に入れているものと思います。

○荒木幼保総合支援室長

誰がどれをどうするのか、例えば、「子育て家庭・子ども・若者の孤立防止」のような学童クラブ事業などと連動した記載になっておりますが、児童虐待とか社会的養護とか障害児などの特別な支援の必要なお子様の場合は保護者だけではできないですが、行政機関だけでもできません。関係機関、保育園、幼稚園それから施設を含めた社会全体でということの方が分かるような表現を記載しておいた方がよいかと思っています。

○藤本委員

ありがとうございます。初めて見る方からすると、学童期とか乳幼児期とあるけれども私たちからしたら、乳幼児期は保育所や幼稚園というものがもっと密接なものとしてある気がするのですが、学童期は小学校がそこに含まれている気がするのですが、どうもこの図を見ると、そういう学校や施設は下に含まれていて、何かその辺が切り離されているかなど。学校がぼつんと出ていますが、これが厳密に言うと幼稚園も学校なので、子育て支援施設というのは何を指すのかなど。一般の人には分かりにくいし、身近にある保育園や幼稚園がこの図にどう絡まっていくのか分かりにくい。

○川北部会長

一つの楕円にはできないのでしょうか。その辺の工夫をできないのでしょうか。他に御意見はありますでしょうか。

○升光委員

進行する少子化に立ち向かうとか、いろいろな課題があるが、でききれないのは何なのかを出していったらどうでしょうか。できないことを先に言ってはいけないかもしれませんが、すばらしい取組をしようとする意気込みと同時に切り込みきれない課題がどこにあるのかを意識化することによって、そのことを今の時代から未来に向けての社会意識に変えることができる気がします。こういうことをしていきましょうというのと同時に課題が浮き彫りにされた時に、推進していく意識が生まれるような気がします。ひとりひとりの生活の中で、それが意識化されていかないと本当にひとりひとりの市民の力の注ぎ方が結集されない気がします。盛り込むべきものは私には分かりませんが、いつでも残る気持ちでそこなんです。いかがでしょうか。

○長谷川課長

以前から升光委員の問題意識をいただいております、そこを明確化するという作業自体はなかなか非常に難しいところがありまして、おっしゃっているところは分かるのですが、どんなイメージなるのか、難しいところかと正直感じます。

○升光委員

市長そして、京都市の行政として、少子化をなんとかしたい。もっと施策としてできることはしなければならない。道が見えないところがあると思います。それをこんなところじゃないのかとかを出し合えるというか、逆に施設とか制度とかの部分では、そのできた瞬間から、そうじゃない、もう少しこことここを結びつけられるのではとか。例えば、幼児教育施設ならお年寄りがそこでその機能の中で、どう関わりを持っていくか。幼稚園の園庭開放なども地域のお年寄りもどうぞと言いたくなるわけですが、その時に地域の力が生まれてきますので、その中から何かうまれていないかと。直接的にある問題に対する具体的な考えがないかもしれないときに、違うところの動き・結びつきからなんか見えてくることもあるかもしれません。

○荒木室長

おっしゃるとおりだと思います、立ち向かう少子化というのはフレーズとしては格好良いと思いますが、京都だけではなく日本全国で共通するところで、例えば移住促進ではかの自治体から若い人が来てもらって良かったというのは解決になっていないのですが、全体的に少子化を解消していくのが必要ではないかと思います。京都も特有の部分があり、土地が高くて住むのが難しいとか、市外へ働きに行く人が多いとか、色々な課題、幼児教育保育の環境ということもありますが、できるかできないかは別にしても、十分な議論をし、課題を明らかにすることによって、取り組めることがあるかもしれません。時間があれば全体会で議論ができればと思っております。

○西委員

市民公募委員の西です。市民力とか地域の力を集めてという言葉がありますが、それを意識できない感じがあります。目指すべきまちの姿も、私も今子どもを育てていて、多分、この中にいると思うのですが、自分が中にいる感じがなくて、色々なサポートがあっただけありがたいのですが、それでみんなで力を結集してやっていくということなのですが、子どもを育てている中で、大切にと言われると外に逃げるといった感じとか、私たちも一緒に子育て環境・日本一のまちを作りたいと思っている中で、市民力というのが、どこらへんに自分がいるのがあまり分かりません。企業が働き方改革をするとか、若者が力を発揮できる環境づくりをするとか、市民としてできることがあるのかと思ってしまって、行政機関とか教育機関とかが力を合わせてやっていくというのは分かるのですが、市民がどこにいるのかという気がしました。

○荒木室長

自分も市民力を発揮しているのかというのがありますが、行政や関係機関だけでは何も前に進まない。市民の方、ひとりひとりが子どものためにどうしていくのかという憲章の

一つがはぐくみ憲章なんですけど、これもなかなか周知ができていない。憲章があつて、それを元に頑張りましょうというのではなかなか進まない。日々の生活の中でのことだと思います。ここの部会であります幼児教育・保育の部分で言いますと、保育園、認定こども園、幼稚園も地域に根ざした施設として御尽力いただいておりますが、先生方にも御協力いただかないといけません、色々なところで啓発というか、市民の意識を高めてもらうことも重要なのではないかと思います。なかなか難しい課題ではありますが、地道な取組を一方でやっていく必要があると思います。

○丸橋委員

NPO法人おふいすパワーアップの丸橋です。北欧に行かれた方から、子どもを持っている人に対して、周りの人がどんなに優しいのかを聞くことがありますが、実際、私たちが暮らしている中では、冷たいと思うことが多い。子どもが宝で、京都の未来を守ってくれることを皆が分かっていないことが情けなくて、いつでもさっと相談できる園が一杯あるはずですが、本当に行きやすいところがどのくらいあるのでしょうか。2年前から見学に行ってから書類に利用希望施設を記載することを求められていますが、親をどんどん苦しめて、それこそ二人目なんか産むものかといった話をよく聞きます。

子育て環境・日本一とかを言うのが不思議でしょうがない。一人目を産んだ人が本当に優しかったと思ってからやっとなんか二人目を産みます。二人目の壁が高くなってきていることを分かっていたか、心配なので、京都市が子育てに優しいということをどうやって盛り立てていただくか。園が最大の子育てパートナーと思っていますが、園が増え、選択肢も増え、よく分からなくなっており、心配しています。

○長谷川課長

園に見学に行ってくださいというのは、やはり子どもの育ちということが大事なので、子どもに合う園、合わない園があるでしょうから、合う園を選んでいただきたいという想いで強調させていただいている。丸橋委員が御指摘いただいたように子育て家庭に対する社会の対応についてどうあるべきかは、これまで議論をしてきており、このプランでもその視点に寄っております。西委員がおっしゃったように、当事者の立場からいうと、単に客体ではなくて自ら主体としてどうなのかという視点も重要なのではないかと。重点項目の中で、「育ち合い」というのがありますが、子育て家庭の立場では「育て合い」みたいな側面もあるかと思います。そういう視点も弱いところがあるのかと思いましたが、反映できればと思います。

○川北部会長

どうしていったらいいのかという議論は尽きないと思いますし、ここにおられる皆さんも御意見を沢山持っておられると思います、次の議題に移りたいと思います。

何か御意見がございましたら、お手元にあります「御意見・御質問票」に記載いただきますようお願いいたします。

二つ目の議題の「幼児教育・保育の量の見込みについて」について、事務局から説明をお願いします。

■幼児教育・保育の量の見込みについて

事務局（長谷川幼保企画課長）から、資料2を用いて説明。

○川北部会長

ただいまの説明と先ほどの議題に関しましても御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○矢島委員

認定こども園協会の矢島です。提供区域間での必要量の調整前と調整後の説明をいただきましたが、段々調整の必要がなくなってくる寂しさを覚えております。資料2の2ページに書いてあった「今後の整備は、よりピンポイントで検討する必要があります」というのは正にそのとおりで思っております。昨年度の審議会でも意見を述べましたが、現在もまだ新設園や小規模園ができたりしていますが、今後はもう少し提供区域間ごとのニーズを更に細かく見てもらう必要があることと、耐震による新築で増員してきたとか、あるいは新設とかの動きでしたが、今後はその必要はなくなってくるのかと思っておりますので、新しく園を開設という方向はこの辺でストップしていただくのが望ましいのではないかと思います。

ピンポイントで見て、そこに必要性が出てきたときには既存園の分園であるとか、既存園が運営される小規模園とかで対応していただくのが、これからの動きとしては望ましいと思います。耐震のための整備もほとんど終わっていると聞いてますので、これからは老朽化しているところを建て替える際に若干膨らみをもたせていただくのが良いと思います。

やはり、園同士が地域の中で共存共栄できるような関係の中でこれから方向性を見ていただくのが良いかと思います。例にとりますと、私のところは「あけぼのこども園」と申しますけれども、醍醐の地域にございまして、京都市内で少子化が進行している地域であります。醍醐地域の中に15、公立も含めると16の園がありますが、ほとんどの園が4月時点で定員に満たないという状況を抱えておりますし、定員割れが恒常的になっているという地域であり、それぞれの園が悩みを抱えておりますので、周りの地域の園がお互いに気持ちよく共存共栄しながら、子どもを受け入れていけるような方向性を見つけていただけたなら、うれしく思います。

○長谷川課長

矢島委員の御指摘のとおり、提供区域別に見ていきますと、非常に大きな地域間の格差が生じている状況にありまして、現行プランを作りました5年前とは状況が違うのではないかと。5年前には全市的に保育提供体制の底上げを図らなければならなかった。今は、半分以上の地域で整備の必要がないという状況でございますので、やはり今後の展開を考えていきますと、指摘は貴重な御意見であると考えております。

今後、事業計画を策定していくに当たりましては、提供体制をどうやって確保していくかということについて、考え方を作っていく必要がございますので、今の御意見もしっかりと踏まえまして、次の幼保推進部会の場合において、事務局としての案をお示ししていきたいと思っております。

○丸橋委員

地域によって、ということに関してですが、この4月に小規模保育施設とかができたときに、この地域にまだ必要なかと感じたりするのですが、こういう計画に基づいてやっていると思ってよろしいでしょうか。

○長谷川課長

小規模保育施設も含めて事業計画に基づいて整備をしております。

○丸橋委員

とりあえずこういった計画に基づいて整備したが、小規模保育施設の母体にも差があるので、親が見に行くと、ここならやめておこうと思ったりすることがあるとは思いますが、いくら足りないところであっても、小規模保育施設を増やすのはどうなのかと正直あります。園庭もないし、不公平感はあるし、3歳からはどこに移行するのかがあり、各小規模保育施設の状況について確認いただいて、公表していただいたら皆さんが安心して入れると思います。

○荒木室長

小規模保育施設の3歳児移行の取組については、京都市では小規模保育施設から幼稚園、保育園の移行、連携施設の取組についてかなり力を入れており、ほとんどのところで連携施設を作っていただいています。全国的にはまれな事例でして、小規模保育施設にお願いしているのは、仮に幼稚園に行く場合は、連携施設の幼稚園のパンフレットを配るよう依頼するなど、しっかり情報を提供するよう事業所にもお願いしています。

国の定義上待機児童ゼロを6年連続で達成して広報発表させていただきましたが、それでも保育の利用状況について資料を作っておりまして、ほとんどの保育園を利用されたい人が保育園の利用につながっております。御不安な点がありましたら、区役所に相談して

いただいたらしっかりと対応していきたいと考えております。

○藤本委員

矢島委員がおっしゃったことは基本的にはそのとおりだと思います。ニーズにあった受け皿が必要だと思いますが、これだけ減るのかというデータが明らかにされたわけなので、必要なところには必要な手立てがいていると思いますが、そこは新しい箱物というよりも既存のものを使いながらというのが非常に大事だと思います。

東京都の港区から引っ越ししてきた人の話によると、都立の保育園が「うちは限定保育園なんだ」と。期間限定なんだと。待機児童がなくなったら、この保育園を潰しますよという前提で建っている。これは大事な乳幼児期を親子で通った施設が、そんな風に扱われているというのは、普通のお店が無くなっただけでも悲しくなるのに、ましてや自分の母園が限定されているというのは、安定して継続性のあるというのが大事なことだと思います。例えば、資料4ページの小学校入学前児童数が6年間ですごく減るということ、幼稚園の1号の子どもが2,600人も減るという、ざっくり100箇所園ですから、各園26人は確実に減る。教えていただきたいが、4ページの表5の0歳児は34.3%の保育利用率の実績に対して、見込みを53.4%としている根拠は前の3ページの今までの5年間の伸び率を見て、この6年先を算定しているという理解でよいでしょうか。

○長谷川課長

おっしゃるとおりでございます。提供区域ごとに過去の推移を出してきて、それを基に5年後を推計しています。醍醐のようにかなり保育が充足しているようなところは、上まで上がりきっていますので、要保育率はそれほど上がらない中で、子どもの数が減ってくるとそのまま保育の必要数も減っていく。一方で提供区域によっては、まだ要保育率が伸びているところもありますので、そういうところをすべて足しあげるとこういう数字になります。

○藤本委員

あくまで推定ですが、今までのこの5年間で見込んでいた数値とだいたい予測どおりのところが多いですか。

○長谷川課長

全体的に見ますとほぼ予測どおりの数値となっております。

○藤本委員

これがそのままいくと、令和6年にはこれだけの0歳児の保育率となって、これだけの子どもが入所を希望すると、先生をどうするのかという不安があります。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。

私もこの数値を見まして、これほど0歳児の保育率が必要なのかということに驚きました。「プール制」というものが京都市にございまして、そこで0歳児の保育標準率が80%を超えている。0歳児だからこそ保育時間が長い、逆に言えば、そういう子どもだから保育園に預ける、社会はそれを必要としている言われたのならそうなのかも知れませんが、配置する職員が必要ですし、長時間ということはまた職員が必要ということになりますし、将来的には働き方改革ということをしつかりと謳っていかなければ、本当にこういう方向に進んでいくという不安を感じます。

令和の時代になりますと、入所調整というものがなくなってしまうのか、行きたい保育園に御自由に行ってくればいいのか。今は入所調整でポイントというのがありますから、昨日も来られて、なんとか保育園に入れてもらえないかと、園長先生と親しく話をしたのでこれから入れると思ったみたいですが、そうではなくて、ポイントで決まることですから、今後、そういうのが無くなってしまふことになれば、自由競争になっていくのかという心配もこれだけ子どもが減ってくると思いましたのと、地域によってこれだけの差があって、需要があるのならばそこに保育園を建てたいとの希望があれば、京都市は認めなければならぬとなりますと、今後は行政もしつかりとお話いただいて、周りの保育園の中でももう少し努力できないかと、例えば、0歳児の枠を増やして、3～5歳児の枠を減らしてという調整が可能ならば民間保育園も努力するなどできないか。行政も働いていただいてそういったことが可能になるようにしていただいて、5年後に全ての施設が余って、保育園が淘汰される時代が来るという懸念がありますので、行政もしつかりと働いていただきたい。

○長谷川課長

利用調整のあり方がどうなるのかという問題を提起されたかと思いますが、全体的に見ますと保育の量は高止まりの状態、4ページにございますように54人の増加とほぼ横ばいになる状況であります。一つの行政区の中でもかなり違う状況もありますので、やはり向こう5年間で利用調整がただちに無くなるというのは想定しにくいと思っております。

そのうえで、さらに先のところも見通して、既存施設の活用が大事、質の面からもそういうことがいえるのではと思っておりますので、その辺は受け止めさせていただいて、今後の保育提供体制の確保の方策に反映させていければと思っております。

○藤本委員

長谷川さんの発言、よく分かりました。いわゆる0歳児を持つ保護者が社会で仕事をす

ることが必要なのか。長時間も必要だという人は本当にしっかりと0歳児保育というのを取り組んでいくべきだが、統計の推移でみると、令和6年でこうなりますからこういう受け皿がいますというような数字合わせをしてしまうと後追いになってしまい、本当に家庭で子どもと向き合うような、仕事を早く終えて帰られるような、そういう方策をこの5年間でどんどん頑張っていたかかないと、また保育現場が吸収していかなければならない。保育現場が吸収しないといけない部分は、勿論あると思いますが、この部会は、こういう推計があるからこういう量を作らないといけないという理論だけでなく、これを少なくしていくためには、本当に必要な人だけを受けられるようにするためにはどうしたらよいか、そのことを前提としてやるということが大事であります。育児休業、働き方改革が謳われている中で、子育て環境・日本一と謳う以上、数の整理より前に、親子でいる時間が長くなって、せめて短時間の保育でなんとかクリアできるような、そういう京都市にしていくような施策が絶対必要と思いますので、意見を聞いていただけたらと思います。

○荒木室長

おっしゃるとおりと思っております、育児休業につきましても平成29年10月から1年半が最長だったのが2年に延ばされた。しかし、保育の利用を申し込んで、保留通知がないと延長できないという仕組みです。長時間の保育がないような社会づくりをこの幼保推進部会を中心に議論して、はぐくみ推進審議会として発信できたらと思っております。

短時間勤務制度を調べてみると、短時間制度を取らなくてもいいと答えた人が結構多くて、その答えた理由は、時短を取らなくても、保育園や学童で見てくれるという少し悲しい意見でありました。保育園が見てくれるから時短をとらなくていいではなくて、少しでも子どもと長い時間いれるように迎えに行っていきたい。子どもが中心なので、ひとりひとりが考え方を変えることが必要と思っております。

○水谷委員

水谷です。5年前のことは分からないのですが、5年前の時点で今の平成31年度の0歳児保育利用率が高まる見込みの量に対して、どうしていったら減らせるのかという対策を議論されなかったのでしょうか。

それがこれからの5年後を考えるうえで大切になってくるのではと思いました。

○長谷川課長

5年前の議論としては、ほぼすべての提供区域において、保育の量が増加しているという状況の中でございましたので、減らすという議論ではなくて、増加するニーズに対して、どうこたえていくかということを中心に考えていったところだったと思います。5年前にはぐくみプラン、事業計画として作成して、2年前に中間年にあたりますので、量の見直しをして今に至っております。5年前においては、3～5歳児は保育の量が上がっ

ていくという状況でありましたので、そういう5年前の状況とは異なっていると感じております。

○水谷委員

今の状況を見て、0歳からの見込みが減るような対策を、幼稚園教諭としての立場としてはお願いしたい。京都で子育てをしていく中で非常に大きなことだと思います。子どもと親と一緒にいられる期間というのは非常に短くて、小学校に行けば、嫌でも離れていくことが本当にある世の中なので、0歳から5歳という期間を親と、親もいろんなニーズがあると思いますので、そういうことがうまくやっていけるような施策を一緒に考えていければいいと思います。

○長谷川課長

育児休業給付金の制度が1年半から2年に延びたのですが、そもそも育児休業の思想自体が保育園に預けられないから給付金が延長できるという考え方に基づいて制度ができておりますので、その結果、保育の保留通知が必要だと。だから、本当は家でみたいのに、わざわざ保育園に申し込んで、保留通知を求めるといった状況にあります。これについては、昨年度、各政令指定都市で問題視をして、声を上げていったのですが、そもそもの思想が我々と育児休業制度とは違っており、そのあたりも含めて、制度の根本思想が変わらないと実感しました。親子での時間は貴重な期間だという捉え方をして、社会全体で支えていくというようなことを、国、社会に対して言っていく必要があると感じています。

○升光委員

升光です。5年前、制度自身の中に働き手というのか、経済からの問題があったのではないかと、そのニーズ調査の段階で、既にそういうことを導くことがあったのは確かではないかと思っています。ニーズ調査をすればするほど、そういう保育の必要なニーズを作ってしまう、ニーズに対して受け皿を作ってきたが、やはり保育の必要性のないところを必要のあるところに変えてしまったのかという気がしています。5年前にその議論がありましたけれども、全ての育児をする人に必要な手立てが打たれて、その上で、家庭でみるとか幼稚園を選ぶとか、そして本当に必要な保育を選ぶときにそれを活用するというのを提案されたと思いますが、そこまでは踏み込むことができなかったのではないかと思います。

同時にこれからのことも、そこに繋がる課題があるのではないかと気がします。真のワーク・ライフ・バランスと表現したときに、「真の」というのを付けなくてはならないのは、そうなりきれない何かを感じられているからだと思います。

子育て家庭に対して、優しい社会という話が出てきましたが、そのとおりだと思います

が、ひとりひとりがどう生きるかという問題として、こういう問題がなされているのではなくて、社会が先にありきからきている制度設計のあることの影の部分は否めないのではないか、ひとりひとりが働くという意味合い、生活するという意味合いのところを本当に捉えたうえでの制度になりきれていない状況の影の部分を、私が先ほど課題とிட்டのはその部分です。ですから、ますます長時間預かってくれる施設があるからというかたちをどう変えていくのか、北欧の話がでていましたが、37時間労働があると聞いたのですが、子育て世代の家庭が残業をすると企業はすごい手当てを出さなければならない法律があるそうで、だからそれを守って仕事をしている。生活者、生活主体、それは精神性の自由の問題のはずなのに、この制度は経済からの器の中で議論されているのは確かで、その議論はありましたが、踏み込めきれなかった。

○丸橋委員

気になっているのは、育休の所得率が、女性の場合は86.5%になるのに対し、男性の場合は6%に上がったということですが、2016年に公開された育休を取った後に継続できない人が46%ぐらいだったということ。女性が一旦正社員を辞めて、次に正社員になれる方は本当にいないので、結局、育休を取ったはいいが、京都は特に中小零細企業が多いので、育休を取るだけで、それは初めてだからとか、前例はないとかの相談をまだ受ける身としては、心配であります。ひとりひとりのニーズが違うし、色々な保育園、幼稚園があつて、行政に相談に行ってもやはり自分で見学に行ってくださいとしか言われないので、相談窓口がないと困る方が多いので、情報が混沌としているというか、人事部がないような慣れていない会社もあるので、お母さんがいろんな目で子どものためにこうしたい、この仕事を続けたいとなど色々な方がいるので、一律にとというのが難しいと思っています。

無償化で心配しているのが、幼稚園の無償化のときに、保育の必要性が認定された人は預かり保育料が1万4千円かが無料になるとかですけど、その認定がどういった基準でおられるのか、京都市として、ちゃんとした方針を出していただかないと親は不安になります。

○長谷川課長

無償化に伴う要保育認定のあり方ですが、新たな認定を作ると国は言っていますが、その認定の中身は今の仕組みから変える必要はないというのが基本的な考え方でありまして、京都市の場合、月48時間以上の就労、あるいは就学、介護とかそういった形での認定になります。それについては施設毎に変わってくるのではなくて、今の2、3号の認定と同様に区役所の窓口でやることになります。

また、京都市の状況として、中小零細企業が多いとの御指摘がございましたが、個人の希望とか経済状況も含めてのこともあるとは思いますが、そういったニーズも様々あるのですが、一つ大事なものは、制度的な問題として何か保育所に預けないといけない的な、そ

ういう構造になるというのは問題があると思います。国として法的な裏付けをもって、先ほど話のあった残業をすれば企業は多くの手当を支払わなければならないといった制度をしたならば、大きな前進になるのではないかと思います。経済の器の中で作られた制度ですので、ニーズ調査で潜在的な要保育児童がどれだけいるのかの出しなさいというのは国からの指導でございまして、そういう中でやってきました。確かにそれは御指摘のとおりでして、京都市の経済状況の中で、今の状況が生まれていると思うのですが、これが子どもにとって何が望ましいのか、そういう視点で、京都市してもどういう形で動いていけばよいのかについて、しっかりと議論して、我々としても動いていく必要があると思っております。

○川北部会長

貴重な御意見が沢山出ていると思いますが、時間が限定されていますので、量の見込みの議題はここで終わらせていただきたいと思っております。三つ目の議題の「幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設等の取扱い」について、事務局から説明をお願いします。

■幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設等の取扱いについて

事務局（橋本民営保育施設課長）から、資料3を用いて説明。

○川北部会長

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○藤本委員

内閣府令で定めている指導監督基準というのは簡単でいいのでどういうものなのでしょう。

○橋本民営保育施設課長

児童数に応じて、保育室の面積を一定確保しなければならないとか避難階段の有無、資格を持つ保育士さんを何人置かなければならないといった基準となります。

○荒木室長

細かいのもあって、例えば検診をしなければならないとか、避難訓練をしなければならないとか。保育士は3分の1以上満たさないといけないとかの人員・職員配置、ハード面である面積要件、2階3階以上にあつたら、特殊階段、避難階段がいますし、保育の内容に関する事などがあります。

○中島委員

小規模保育事業の中島と申します。平成27年の小規模になるまでは昼間里親だったのですが、その昼間里親になるときに、色々な保育室を見て回ったのですが、その時に無認可も見せてもらって、聞きしに勝るものがありまして、私はその時は立ち上げる前でしたので、そういうところに子どもを置きたくないという一念で、もちろん無認可で始めました。だから、後で京都市から認定をいただきましたが、それから40年昼間里親をやってきたのですが、あるとき、2007年頃、消費税の問題がありまして、認可外なので消費税は払わなければならないと驚いたことがありましたが、あのときは認可外の扱いと聞いてショックで、屈辱感をもったことがありました。そのときは、当時の保育課の課長と協議をして厚労省も行っていただいて、監督基準を満たす証明を全里親が受けて、消費税を払わなくてよくなったのですが、その時、初めて自分達は認可外だったと強く意識されましたね。自分がやってきた認可外とひどい状況の認可外があるので、すばらしい認可外の保育室もあるのではないかと思うので、証明だけではなくてしっかり京都市の方で見ていただいて、やっぱり続いているというのは、そこに保護者のニーズというのがあると思うのです。保護者はどんな良い保育をしているのかをきちんとよく見ているので、その地域に今ニーズが無かったとしても、そこが続いているということはニーズがあるということなので、そういう認可外の施設には認可をおろしてもらって無償化の対象にさせていただきたいと思います。認可のところに、0、1、2歳が沢山いるので、そこの方の無償化、一部の無償化でいいと思いますが、0歳が急に3歳になるわけではないので、0、1、2歳というのは一番重い時期なので。お金の問題もあるけど、やはり近く保育室が欲しいわけですね。雨の日、風の日、毎日通わないといけない。そういうときに安心できる保育室が欲しいと思うのです。そこを見ていただいて、もしそれが該当するようであれば私は認可していただきたい。私が昼間里親だったときは認定だったのです。認可の場合は京都市のお金は入りますが、そうでないと国のお金は入らないとはっきり言われたので、無認可が一斉に特別な一時的な施設整備金などをいただいたことはあるのですが、普通の保育料としていただいたことはないと思うのですが、それが可能であるか、それがちょっと疑問です。

○橋本課長

京都市として認可外保育施設を認可保育所という動きにはなっていませんが、無償化の対象施設は、認可外保育施設であることをもって一律に排除するわけではなく、一定の指導監督基準を満たしている施設においては無償化の対象としていきたいと考えておりますことと、証明書の交付を受けていない施設に対しては、巡回支援指導員を新たに配置し、認可外保育施設が証明書を受けるために必要な取組などを巡回支援指導員が助言することによって、その証明書を受けられるレベルに達するような支援を考えています。

○中島委員

これから小規模も淘汰の時代に入ると前にもおっしゃっていただいたので、それは監査の内容とかをきちんと見ていただきたいと思うのですが、同じように小規模にはA型、B型、C型とあり、私は最近までC型だったのですが、なぜC型かという、昼間里親からの時代で2階を使っていたからだけの理由でして、2階を使わなくなったので、A型になったのですが、そういう形で保護者にも分かるかたちで、すぐに認可は無理にしても、認定であるとかを考えてもらえないかと思います。

○橋本課長

児童の安全安心が一番重要なことであるため、どの認可外保育施設が指導監督基準を満たしているのかということをお知らせする必要はあると考えています。既に京都市のホームページでは、京都市内100施設の認可外保育施設がある中で、基準を満たす11施設については丸をつけて示しています。基準を満たしていない施設については、どのような理由で満たしていないのかということをも市民の皆様にお知らせする手法を検討する必要があるとともに、満たしていない施設については監査又は配置される巡回支援指導員を活用しながら質の向上を図っていかねばと考えています。

○川北部会長

よろしいでしょうか。この課題に挙げられているのですが、準備期間の不足というところですね。9月に条例を制定して、10月1日というのはいかにも無理という気がするのですが、それによる利用者とか事業者への影響というのを事務局としてはどのように考えておられるのでしょうか。

○橋本課長

主な課題の(2)にありますとおり、たちまち10月1日から指導監督基準に限定した園に限定としますと、利用者においては、その状況を知らないわけですから、次の園を探す時間がとれないとか、施設においても、国の方では5年間の猶予という話をされているので、自分たちもそのつもりであったとして、いきなり京都市の方から10月1日というアナウンスをすると、そのための準備期間が不足するといった課題があると考えております。

○川北部会長

そうすると、円滑に実施していくためには一定の準備期間が必要であると。ただ、国が猶予期間として示している5年間というのは長過ぎですね。生まれた人が小学校になる

時期になってしまうので、できるだけ早くということと、基準の適用が年度の途中というより4月1日からということも考えられるでしょうが、事務局としてはいかがでしょうか。

○橋本課長

5年となると、どんな劣悪な事業所でも認可外保育施設の届出さえすれば、すべからく無償化の対象となるため、5年という期間は長いと考えております。

○矢島委員

確かに準備期間が短いということであれば、経過措置を検討されてはどうかと思います。仮に経過措置を設ける場合であっても、その期間、基準を満たせていない施設も無償化の対象となりますので、保育の質をいかに確保するのかということが課題になってくると思います。京都市において事業者に対する指導監督基準の丁寧な説明とか施設への立ち入り検査などしっかり対応いただくことが大事だと思います。京都市において無償化の対象にならない施設が無償化の対象となる施設になるために、内容を改善されたりすることは、利用されるお子様たちにとってよりよい保育環境を提供されることになるので監査をしっかりとしていただいて、対象となる施設になるよう努力をされるのがいいと思います。

○橋本課長

準備期間が短いため、川北部会長からもおっしゃっていただいたとおり、基準を適用するならば、年度途中ではなくて、年度当初の4月1日にするのも一つの案と考えますが、その間、10月1日から4月1日までの経過措置を設けますと、努力しないところも対象となってきますので、矢島委員から御意見をいただいたとおり、監査とも連携しながら、しっかりと見ていくことで、その経過措置期間は適切な対応をしていくという前提で4月1日の適用ということも京都市としては考えていきたいと思っております。

○川北部会長

よろしく申し上げます。それでは四つ目の議題に移りたいと思います。「子ども・若者に係る総合的な新計画の構成、重点事項及び各論に掲げる施策の内容について」について事務局から説明をお願いします。

■子ども・若者に係る総合的な新計画の構成、重点事項及び各論に掲げる施策の内容について（幼保推進部会関係）

事務局（長谷川幼保企画課長）から、資料4を用いて説明。

○川北部会長

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

○西委員

この計画で気になる点は、外国に繋がる幼児への支援とか配慮なんですけれども、この計画の中にそういう方に対するものはこれといったようなものがなくて、全体の子どもといったものに含まれると思うのですが、私も、仕事で京都に外国から来た家族から依頼を受けて、幼稚園に行って家庭訪問に付き添ったり、入園手続きを一緒にしたりとかそういうことをすることがあって、保育園から依頼を受けて、今後家庭訪問に行くから一緒に行って欲しいという依頼を受けていて、そういうときに補助とかがあったりするのかな、検討していたりするのかなということが気になっていることと、少しの補助で幼稚園とか保育所の業務が楽になることがあると思うのですが、園にとっても多文化とか多言語で対応することができるということが園にとってステータスになっていて、社会のインフラとして外国から来た人にとっても子育てがしやすいというのも魅力があります。

教職員の負担の軽減など、質の向上にも繋がってくると思うので現場の先生たちが外国の人を受け入れるのがすごくハードルがあるようで、障害がある人を受け入れるぐらいのハードルに感じている園もあって、そこを軽減するようなことを盛り込めたらいいと思います。今後も外国からの労働者が増えると思いますので、そういった視点を入れられたらと思います。

○長谷川課長

昨今の社会の流れから言いますと、非常に重要な御指摘だと思います。新たに補助を設定するという事は財政的な裏付けが必要となりますので、この場でただちにできるとは言えないですけども、他の部会も含めて外国にルーツを持つ子どもへの施策としてどうということが考えられるのか我々の方も掘り下げまして、このプランに反映できるのであれば反映させていただきたいと思います。

○井上委員

この中で気になるのは、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施ということで、先程の無認可の問題もありますが、認可保育所においても無償化の影響でどんな問題が生じるのか、全てが保育標準時間に移行していくのか、それに対して各保育園での信頼関係の中でしっかりと伝えていけば全て11時間保育になることはないと思うのですが、そういうことの対応と、それから9ページの5番にあります障害児の受け入れの推進ということも、我々保育現場で近年話題になっているのは、気になる子どもと言われている、障害ではないけれども手をかけてやらなければならない子どもが本当に増えてきているので、そういう子どもに対しての国からの補助というか、障害手帳がなければそういうものがいただけない。

親御さんの中においては、あなたの子であれば必ず加算をもらえるので職員を一人付くはずだと簡単に言われるのですが、そう簡単に付けられるものではないですし。それは別

として、障害手帳を持っていないけどケアをしてあげなければならない子どもが非常に増えてきていますし、こういったものに対する支援の方法がないのでしょうか。特に無償化の面で話は戻りますが、業界に対しても、京都市に対しても、働き方改革の方にも声を挙げていただけるのか。中小企業に対して簡単に労働時間を短くしてくださいとか非正規が多いのも事実ですし、保育園でも正規の職員よりも非正規の職員が増えてきていますし、同時に正規だったら働くのが嫌だと、非正規なら精神的負担も責任が軽いので働きたいこともあります。職員確保が本当に大変で、ますます長時間保育が必要となってきますと、働く職員も来ないという現実がありますし、その辺のあたりの配慮をいただけたらと思います。

○荒木室長

現状も含めて説明させていただくと、京都市では短時間認定のお子様は25%ほどいらっしゃるんですけど、年々少なくなっている。他の政令指定都市に聞いたことがあるのですが、統計をとっていないところもありますが、ほとんどが10%を切っている。京都市は圧倒的に短時間が多いと言えます。この原因は、国が示している保育料で申し上げますと11時間の保育を利用している人と8時間を利用している人の差が1,300円しかないからあります。それに対し、京都市の場合は13,000円の差を設けております。

本当は1,300円の差のところを13,000円の差にするため京都市が単費を投入しているのですが、その影響もあって、短時間でいいと考えていただく方が多いと思われまます。今、仕事が終わったら、まず保育園で子どもを迎えてからスーパーに行く、これからは8時間でも11時間でも保育料がゼロとなるのであれば、仕事が終わればまずゆっくりとスーパーに行ってから保育園に迎えに行くという方向に変わっていくことになるかもしれない。その分、保育士の方々はずっと待っていなければならない。現場の方からは保育の長時間化を危惧する声を聞いております。一方、守口市が0歳児から完全無償化をされているが、そうすると保育利用率が42%ぐらいだったのが、2年間で51%に上がったということで、保育の申込数が1.4倍に跳ね上がった。それは0歳児ということもありますし、もともと利用率が低かったこともあるからかもしれませんが。その点、京都市ではもともと保育利用率が高いので保育利用の掘り起こしはそれほど起きないのではないかと考えています。ただ長時間化は危惧しております。井上委員からの御指摘もありましたが、保護者も保育士もお互いの立場を尊重し合って、譲るところは譲っていくことも考えていかなければならないと思っておりますし、無償化を、働き方を考える一つのきっかけとして、前向きにも捉えながら、保育現場が疲弊しないように、部会を中心として発信していけるような取組をしていければよいと考えております。また、障害児の受け入れのことですが、井上委員御指摘の発達障害と言われますが、そういった子が増えてきているのは事実なのかなと感じています。20の政令指定都市の中で障害のある子を一番多く受け入れていただいているのは京都市です。しかも民間園が非常に多い。年間、9億円の単費

を投入し、職員の加配の支援や、年3回の研修をさせていただいている。現場からは走り回っているお子さんがいらっしやって、常にみるため保育士を一人付けなければならないけど、障害の区分判定をすると一番軽い子どもの基準となり5：1にしかならないので、なんとかならないかという声も沢山いただいております。課題もありながらも、限りある財源の中で今後も支援していきたいと考えております。

○矢島委員

私が言わせていただきたいことを荒木室長の方から言っていただきました。この場で次の無償化の話させていただいてよろしいでしょうか。

■矢島委員から委員提出資料「幼児教育・保育の無償化に係る国への要望書」について説明。

○川北部会長

ありがとうございます。このまま次の議題の方に移ってもよいでしょうか。

○藤本委員

まず、その資料を説明する前に話を戻しますが、資料4のところ、受け皿の整備も勿論大事であります。新計画の1ページの目指すまちの姿というものをどのようにビジョンを明確にするか、京都の目指すまちとは何かということを、そこを大事にしないといけないと考えます。つまり真のワーク・ライフ・バランスということを謳うからにはまちで生活する人、事業をする人が本当に子育て、結婚などについてどれくらい自分のこととして、このまちの担い手として、どうしたらみんなが幸せになるのかということ、まちづくりということが、すごく大事なキーワードでなるのではないかと思います。その中で重点項目にある「はぐくみ文化」をどういう風にしたら醸成できるのかなど。例えば、昨年度から動いている幼稚園教育要領など、その中で目玉として出てきているのは、社会に開かれている教育課程というワードであります。これは学習指導要領の中でも言われていると思います。これからの日本の乳幼児や小学生は社会の中で暮らしていくということを学校や施設を通して体験していくという。これは社会の中で暮らしてきたという実体験がやがて大人になったときに、社会の担い手として子ども達を育てていくという良い循環ですよ。それを教育課程、保育課程の中でやっていくという、それを絡めながら幼稚園も保育園も近郊の公園に行くだけではなく、近郊の色々な事業所に交流を深めていく。お年寄りとの交流も大事だけれども、まちづくりを真剣にやっている人とも交流していく。我々がそういうことをやりながら中小企業の人たちに子育ての大切さとか子どもの世界の豊かさに気付いてもらう。こういう子どもがいるのなら、若いお母さんを早く帰宅させてあげなければならないかと思ってもらえるような交流が必要なのではないかと思っています。

■藤本委員から委員提出資料「新しい政策パッケージ」に対する意見書について説明。

■教育委員会学校指導課辻課長から「学校・幼稚園の働き方改革推進宣言」について説明。

○川北部会長

時間が限られてきましたが、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

○井上委員

地域の力とか京都市の力について、私も地域の役をしております、毎朝、中学校に行くと、あいさつ運動に行くのですが、そこで見ても本当に、学校は学校、保育園は保育園、地域は地域という関係で、つながりというのができるのかという気がします。先般もそのような会議をしまして、警察、医者、様々な団体が一つになって地域の子育て支援をしようと、虐待の子どもを見守って支援していこうとする会議をしているのですが、なかなか殻を外して乗り越えて、子育てをやっていこうというのが本当に難しいと思います。形は出来ているが広がっていかない。民生委員なり社協の役員の方など、地域の一部の方が取り組んでいるだけで、もっと裾野が広がっていくというのは難しいということを実感します。保育園も隣に幼稚園があるからといって交流があるわけではない。学校とも交流を持ちたいと思っても壁があります。なかなか打開するのは時間もいるし、私たちがそういう子どもたちに育ててしまっているかもしれない。自分さえ良ければ良いのではないか、友達関係だけ良ければ良いとか、それを越えた関係には干渉もしない社会を作っている中で、こういう共にともに育つ社会にはなかなか簡単にはできるのかということを感じます。行政だけでは絶対無理でしょうし。

○長谷川課長

貴重な御意見ありがとうございます。地域の中にも壁があって、どうやって破っていくのか。社会全体、長い目で産業界も含めてはぐくみ社会を大事にするようにしないと日本は駄目になるのではないかと思います。はぐくみ推進審議会には産業界の委員も含まれておりますので、熱いビジョンを盛り込むのは非常に大事だと思います。

ただ、非常に現実問題として難しいのではないかと思います。短期では難しいと思いますが、今回、教育委員会の資料を出させていただいたのは、PTAという保護者の団体も合わせた宣言ということがすばらしいと思ったからでありまして、遅い時間に電話で対応していただけるなどの学校への期待は、産業界においても顧客からの即応体制に応えられるよう、中小零細企業で働く従業員に求められてしまっているのではないかと。

学校現場と同様に、社会全体としてそういった慣行を改めていくためには、「熱いビジョン」を次のプランに向けて、形あるものとしてまとめていくのは非常に大事だと思った次第であります。

○藤本委員

井上委員が本当に気持ちを言っていただいて、暗い感じになりかけたところに長谷川課長から明るいビジョンを出していただいて、クロージングは明るく終わりたいので、問題の出口はなかなか見えないかもしれませんが、ビジョンというか、いろんな分野の方々に語りかけるようなメッセージを出すというのはとても大事なことで、書いてみることで我々の想いも整理されていきますから、私たちも智恵を出しますので、事務局におかれましても、ビジョンを描いていただけたら嬉しく思います。

○升光委員

本当に色々な意見が出てきて、こういう会を続けていけば、何かが見つかると思います。それと事務局とか私たちが地域で生きていられる、そこで生きる覚悟をしないと変わらないのかなと思います。

○川北部会長

少しずつでも発信していかないといけませんし、この会こそが発信する役割を持っていると思いますし、宣言文のようなものを作ったうえで、はぐくみ推進審議会の方に諮っていくというような流れでいきたいと思います。よろしいでしょうか。事務局の方でたたき台をお願いします。

○長谷川課長

微力ですが、精一杯のものを作らせていただきます。次の部会で皆様に御意見をいただけたらと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○川北部会長

それでは、本日の議題は以上となります。
事務局に進行をお返しします。

○小西課長

川北部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、本日はお忙しい中、長時間にわたって御審議いただき、厚く御礼申し上げます。

以上で、第1回幼保推進部会を終了させていただきます。